

# 登園許可証明書（医師記入）

クラス： \_\_\_\_\_ 児童氏名： \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_

該当疾患に ○	病 名	登園停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過していること
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
	風しん	発しんが消失していること
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
	結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱・充血等の主な症状が消えた後2日経過していること
	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
	百日咳	特有の咳が消失していること。又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
	腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	医師により感染のおそれがないと認められていること
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められていること

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より

かかりつけ医の皆様へ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日を快適に生活できるよう、長時間の集団生活が可能な状態となつてからの登園であるようにご配慮いただき、登園許可証明書の記入をお願いします。

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。症状の改善が認められた段階で記入が可能です。

上記の疾患で令和 年 月 日から療養中のところ現在症状軽快、回復し集団生活に支障がない状態であり、

他児への感染のおそれはないと思われますので、令和 年 月 日から登園してよいことを証明します。

受診日 令和 年 月 日

医療機関名

医師名

# 登 園 届 (保護者記入)

クラス： \_\_\_\_\_ 児童氏名： \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_

該当疾患に ○	病 名	登 園 の め や す
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24 時間～48 時間経過していること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑 (りんご病)	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎(感染性胃腸炎) (アデノウイルス・ノロ・ロタなど)	おう吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれ、普段の便に戻っていることを確認できていること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹 (ヘルペス)	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
	突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態がよいこと
	<その他病名記入欄>	

※上記記載以外の感染症の場合はご相談ください。厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より

保護者の皆様へ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日を快適に生活できることが大切です。登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、保護者記入による登園届の提出をお願いします。

※子どもの健康(身体)状態が集団生活に適應できる状態に回復していることをご確認ください。

受診日 令和 年 月 日

医療機関名 「 \_\_\_\_\_ 」において

診断名 「 \_\_\_\_\_ 」と診断されましたが、

症状も回復し、集団生活に支障がない状態となりましたので登園いたします。

医療機関で説明を受けた登園の目安 ( \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日頃より登園可能 )

令和 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_